

富田林市犯罪被害者等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市犯罪被害者等支援条例（令和6年富田林市条例第13号。以下「条例」という。）第9条から第11条までの規定に基づき、市が行う犯罪被害者等の支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であって、アからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに本市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪等による被害をいう。ただし、被害届を警察に提出す

ることが困難であると市長が認める場合を除き、被害届が受理されているものに限る。

(4) 犯罪被害者 犯罪等が行われたときに市民であった者で、当該犯罪等により犯罪被害を受けたものをいう。

(5) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族又は家族をいう。
(遺族又は家族の範囲)

第3条 遺族又は家族とは、犯罪被害者の被害当時において次のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（法律上の身分関係がない者であっても、これと同視しうる事情にある者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付等の公的な証明を受けている者）を含む。）

(2) 犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付等の公的な証明を受けている者を含む。次号において同じ。）であって、主として当該犯罪被害者の収入によって生活を維持していた者

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
(見舞金の支給)

第4条 市長は、犯罪被害を受けた市民又はその遺族に対し、次に掲げる見舞金を支給する。なお、過失犯罪については、当該被害に対して公的な補償が受けられない場合について支給する。

(1) 遺族見舞金 人の生命又は体を害する行為に係る犯罪等により、市民が死亡した場合について支給する。

(2) 重傷病見舞金 次のいずれかに該当する場合に支給する。

ア 市民が人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等のため、1か月以上（過失による犯罪等にあつては、3か月以上）の療養かつ3日以上の上の入院を要する傷害又は疾病を負ったとの医師の診断があつた場合

イ 市民が人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪のため、1か月以上の上の療養かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患を負ったとの医師の診断があつた場合

(見舞金の支給対象者)

第5条 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の遺族

- (2) 重傷病見舞金 犯罪被害により重傷病を負った犯罪被害者
- 2 前項第1号の者が見舞金の支給を受けるべき順位は、第3条各号に掲げる順序とし、同条第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（第3条各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。
- 3 重傷病見舞金においては、犯罪被害者が、当該犯罪被害による負傷又は疾病により申請が困難と市長が認める場合は、第3条各号に掲げる者が、当該犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。
- 4 第2項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対して行った支給及び前項の場合において代理としての家族の1人に対して行った支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円
- 2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪等に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、20万円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、富田林市災害見舞金等支給条例（昭和46年富田林市条例第18号。以下この項において「災害見舞金条例」という。）第4条第2項に規定する死亡弔慰金の支給を受けた後において、当該災害が犯罪等に起因するものと判明した場合の遺族見舞金の額は、30万円から災害見舞金条例第5条に規定する額を控除した額とする。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、富田林市犯罪被害者等支援申請書（様式第1号）に犯罪被害に関する申立書（様式第2号）及び次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

- ア 犯罪等により死亡した者が、当該犯罪等が行われたときに市民であったことを証明することができる書類
- イ 犯罪等により死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- ウ 申請者と犯罪等により死亡した者との関係を確認することができる次のいずれかの書類

(ア) 続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(ウ) 本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付等の公的な証明を受けている者であるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の公的証明書

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪等により重傷病を負った者が、当該犯罪等が行われたときに市民であったことを証明することができる書類

イ 重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、富田林市犯罪被害者等支援審査結果通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等その他必要と認める者に対し、調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により支給を決定したときは、速やかに当該見舞金を支給するものとする。

(生活支援の提供)

第9条 市長は、条例第10条の規定により、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、生活支援としてホームヘルプサービス及び配食サービスの提供並びにカウンセリングを実施するものとする。

(生活支援の対象者)

第10条 生活支援の提供を受けることができる犯罪被害者等は、その犯罪等の

被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害により傷害又は疾病（医師の診断により1か月以上（過失による犯罪等にあつては、3か月以上）の療養を要するもの）を負った者であつて、第14条に規定する申請の時点において市民である者
- (2) 第3条に規定する遺族又は家族であつて、生活支援の実施の申請を行う時点において市民である者

（ホームヘルプサービスの内容）

第11条 ホームヘルプサービスの内容は、調理、衣類の洗濯、住宅の掃除及び整理整頓並びに生活必需品の買い物等の家事、病院等への通院の介助その他市長が必要と認めるものとする。

2 ホームヘルプサービスは、それぞれの犯罪被害につき申請の日から起算して1年以内に93日とし、1日につき3時間を上限として実施する。

（配食サービスの内容）

第12条 配食サービスは、1日につき1回の市長が指定する食事を第10条に規定する対象者の居宅へ配達することとし、日数は一の犯罪被害につき犯罪等が行われた日から起算して1年以内に30日までとする。

（カウンセリングの内容）

第13条 カウンセリングは、犯罪被害者等の精神的な被害の軽減及び早期回復を図ることができるように、専門的な知識及び技術を有するカウンセラーにより市長が相当と認める方法で行うものとする。

（生活支援の申請）

第14条 生活支援を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、富田林市犯罪被害者等支援申請書に犯罪被害に関する申立書及び次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者 次に掲げる書類

ア 申請者が、当該犯罪等が行われたとき、及び申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族又は家族 次に掲げる書類

ア 申請者が、申請を行う時点において市民であることを証明すること

ができる書類

イ 犯罪被害者が、当該犯罪等が行われたとき、及び申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類

ウ 犯罪等により死亡した者にあつては、当該犯罪等が行われたときに市民であったことを証明することができる書類

エ 遺族にあつては、犯罪等により死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

オ 家族にあつては、犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し

カ 申請者と犯罪被害者との関係を確認することができる次のいずれかの書類

(ア) 続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(ウ) 本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付等の公的な証明を受けている者であるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の公的証明書

キ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪等が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(生活支援の決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに生活支援の可否を決定し、富田林市犯罪被害者等支援審査結果通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等その他必要と認める者に対し、調査を行うことができる。

(居住の安定に向けた支援)

第16条 市長は、条例第11条の規定により、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定に向けた支援として、新たな住居へ転居するために要する費用及び本市において新たに入居する賃貸住宅の家賃等の一部を助成するものとする。

(居住の安定に向けた支援の助成対象者)

第17条 居住の安定に向けた支援として助成を受けることができる犯罪被害者等は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(1) アからオまでの次のいずれかに該当する者

ア 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

イ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊したために当該住居に居住することができなくなった者

ウ 犯罪等により二次被害又は再被害を受けた又は受ける恐れがあるために従前の住居に居住し続けることが困難となった者

エ 犯罪等による傷病又は後遺障害等により従前の住居に居住し続けることが困難となった者

オ 犯罪被害により収入が減少するなど生計維持が困難となったために従前の住居に居住し続けることが困難となった者

(2) アからイまでの次のいずれかに該当する者

ア 犯罪等により傷病を負った犯罪被害者

イ 遺族であって、犯罪等が発生したときに犯罪被害者と同居していたもの

(転居費用の助成)

第18条 転居費用の助成の対象となるものは、次に掲げるものとする。

(1) 転居に係る運送費用並びに荷造り及び不用品の廃棄に係る費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する費用（賃貸借契約の解約時に返還されることとなる額を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が転居のために必要と認めるもの

2 前項の規定による助成の額は、それぞれの犯罪被害につき20万円を限度とし、1回までとする。

(家賃等の助成)

第19条 新たに入居する賃貸住宅の家賃の助成については、家賃に共益費等が含まれている場合は、当該共益費等を含むものとする。

2 前項の規定による家賃等の助成の額は、1か月につき生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の住宅扶助の基準以内の額とし、それぞれの犯罪被害につき6か月までとする。

(居住の安定に向けた支援の申請)

第20条 転居費用又は家賃等の助成を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、富田林市犯罪被害者等支援申請書に犯罪被害に関する申立書及び次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定め

る書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者 次に掲げる書類

- ア 申請者が、当該犯罪等が行われたときに市民であったことを証明することができる書類
- イ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
- ウ 転居費用の助成を受けようとする場合にあっては、転居に要した費用の額を証する書類
- エ 家賃等の助成を受けようとする場合にあっては、新たに入居する住宅の賃貸借契約書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族 次に掲げる書類

- ア 申請者及び犯罪等により死亡した者が、当該犯罪等が行われたときに市民であったこと、及び同居していたことを証明することができる書類
- イ 犯罪等により死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- ウ 申請者と犯罪等により死亡した者との関係を確認することができる次のいずれかの書類
 - (ア) 続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
 - (イ) 婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (ウ) 本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付等の公的な証明を受けている者であるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の公的証明書
- エ 転居費用の助成を受けようとする場合にあっては、転居に要した費用の額を証する書類
- オ 家賃等の助成を受けようとする場合にあっては、新たに入居する住宅の賃貸借契約書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪等が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、

やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(居住の安定に向けた支援の決定)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに転居費用又は家賃等の助成の可否を決定し、富田林市犯罪被害者等支援審査結果通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等その他必要と認める者に対し、調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により助成を決定したときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(支援の制限)

第22条 市長は、第5条、第10条及び第17条の対象者が、次のいずれかに該当する場合は、支援事業を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者（この要綱に規定する支援事業を受けることができる者であって、18歳未満であった者を除く。）又は第5条第2項に規定する第1順位遺族（18歳以上であった者（第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、その全てが18歳以上であったときのいずれかの者）に限る。）と加害者との間に親族関係（婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にある者又は本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付等の公的な証明を受けている者を含む。以下この号において同じ。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

(2) 犯罪被害者又は第7条、第14条及び第20条の各第1項に規定する申請者が次に掲げる行為を行う等、その責めに帰すべき行為があった場合

ア 当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪等を誘発する行為

ウ その他当該犯罪等に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者が当該犯罪等を容認していた場合その他犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、

支援事業を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(5) 前各号に類する行為で特に市長が不相当と認めた場合

(支給等の決定の取消し)

第23条 市長は、見舞金の支給、生活支援の提供又は居住の安定に向けた支援（以下「支給等」という。）の決定を受けた者（以下「支給等決定者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該支給等の決定を取り消すことができる。

(1) 支給等を受ける資格がないと判明した場合

(2) 偽りその他不正の手段により当該支給等の決定を受けたと市長が認められた場合

2 市長は、前項の規定により支給等の決定を取り消したときは、富田林市犯罪被害者等支援決定取消通知書（様式第4号）により、支給等決定者に通知するものとする。

(支給等の返還)

第24条 市長は、前条の規定により支給等の決定を取り消した場合において、既に支給等を行っているときは、当該見舞金、生活支援又は住居の安定に向けた支援の提供に要した費用を返還させるものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。